

「恵庭中学校の部活動の在り方に関する方針」

活動方針策定の趣旨等

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が高い。
- 部活動を実施する上では、教育家庭内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であり、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。
また、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。
- こうした中、スポーツ庁および文化庁が「運動部・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、北海道は「北海道の部活動の在り方に関する方針」を、また、恵庭市は「恵庭市立学校における部活動の在り方に関する方針」を策定し、各中学校には、ガイドラインに則った「部活動の在り方に関する方針」を策定することを求めており、本校では、「恵庭中学校の部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という。）を策定することとした。

活動方針の基本的スタンス

- 国・道・恵庭市のガイドラインおよび方針に則るとともに、本校の生徒の実態や地域性などの状況を踏まえた内容とする。
- 運動部活動と文化部活動を一体化した内容とする。
- 各部活動の取組状況などを踏まえて、必要に応じて方針の見直しを行う。
- 方針は、決定の日から施行する。

活動方針の内容

1 適切な運営のための体制整備

(1) 「部活動に係る相談・要望の窓口」

- 校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより下記の連絡先あてに提出することとする。

・連絡先：恵庭市立恵庭中学校 教頭
〒061-1425 恵庭市文京町3丁目4-5 Tel 0123-32-3249
Fax0123-32-5507
メールアドレス：enw-eniwa-chu-2@hokkaido.school.ed.jp

(2) 活動計画及び活動実績の作成・提出

- 部活動顧問は、活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- 部活動顧問は、活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守する。
- 部活動顧問は、活動計画、経費等の資料を配布するなどして保護者・生徒の理解を得る。
- 校長は、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。

(3) 指導、運営に係る体制の構築

- 校長は、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築され、円滑に持続可能な生徒指導の視点に立った部活動を実施できるよう十分考慮する。
- 校長は、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等について指導するとともに、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 運動・文化部活動における適切な指導の実施

- 生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること。
- 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、必ずしも能力の向上につながらないことや、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- 生徒の体力、芸術文化等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ、芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 部活動用指導手引の活用

- 部活動顧問は、部活動用指導手引を活用するなどして、合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日・活動時間の設定

- 生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。
 - ・学期中は週当たり2日以上(平日1日・土日1日以上)を設定
 - ・長期休業中は学期中に準じるとともに、長期休養(オフシーズン)を設定

- ・ 学校閉庁日(年間 9 日以上)は休養日とする
- ・ 1 日の活動時間は、長くとも平日 2 時間程度、学校の休業日 3 時間程度
- 本道の地域特性から積雪で活動が制限される部活動や主に冬季に行われる部活動は、上記の基準を原則とする。
- 活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が 31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

(2) 活動方針策定・運用に当たっての留意事項

- 校長は、休養日及び活動時間の指導・是正を行うなど、実態を把握しながら活動方針の運用を徹底する。
- 休養日の設定については、学校閉庁日の休養日を含め、年間の累計で 113 日以上となるよう努める。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置、統廃合及び合同チームの編成等を長期的視点に立って検討する。

(2) 地域との連携等

- 学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力の下、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・芸術文化等の活動の環境整備を進める。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査する。

6 部活動の充実に向けて

- 校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。
- 部活動顧問は、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とすること。
- 指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為をしないこと。
- 生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行うこと。
- 校長及び部活動顧問は、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

終わりに

- ・校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。
- ・本方針は、令和元年 11 月 1 日に決定し施行する。

令和 5 年 1 2 月改訂

令和 6 年 4 月改訂